

いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の成立に関する会長声明

2017年（平成29年）6月15日、いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）は、参議院本会議において参議院法務委員会の中間報告がなされた上で、同委員会の裁決が省略されるという異例な手続により、本会議での採決が行われ、成立した。

当会は、本法案が市民の人権や自由を広く侵害するおそれが強いとして、これまで一貫して反対してきた。

本国会における政府の説明にも関わらず、一般市民が捜査の対象になりうるのではないかと、「組織的犯罪集団」に「一変」したといえる基準が不明確ではないかと、計画段階の犯罪の成否を見極めるために、メールやLINE等を対象とする捜査が必要になり、通信傍受の拡大など監視社会を招来しかねないのではないかと、などの様々な懸念は、払拭されていない。また、277にも上る対象犯罪の妥当性や更なる見直しの要否についても、十分な審議が行われたとも言い難い。

本法案は、我が国の刑事法の体系や基本原則を根本的に変更するものであり、報道機関の世論調査においては、政府の説明が不十分であり、今国会での成立に反対であるとの意見が多数存していた。にもかかわらず、衆議院法務委員会において採決が強行され、また、参議院において上記のとおり異例な手続を経て成立に至ったことは、極めて遺憾である。

当会は、本法律が恣意的に運用されることがないように注視し、今後成立した法律の廃止に向けた取り組みを行う所存である。

2017年（平成29年）6月19日

青森県弁護士会

会長 岩 谷 直 子